

青森県報

号外第六十五号

平成十九年
七月一日
(日曜日)

目 次

規 則

青森県知事の職務を代理する副知事の順序を定める方法に関する規則……………(人事課) ……一

出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則……………(同) ……二

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県職員委員会規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……三

青森県褒賞規則の一部を改正する規則……………(同) ……三

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則……………(防災消防課) ……三

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………(財産管理課) ……四

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経 理 課) ……四

訓 令

青森県副知事の事務分担等に関する規程……………(人事課) ……五

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令……………(秘書課) ……六

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……七

部局内部監査規程の一部を改正する訓令……………(同) ……七

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……七

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……八

告 示

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(同) ……八

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……九

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……九

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令……………(監 理 課) ……九

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令……………(整備企画課) ……一〇

議 会

知事の職務を代理する副知事の順位……………(人事課) ……一〇

出納長の事務の一部委任の廃止……………(経 理 課) ……一〇

会計管理者の事務の一部委任……………(同) ……一〇

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………(調 査 課) ……一一

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警 務 課) ……一一

青森県放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則……………(交通指導課) ……一二

規 則

青森県知事の職務を代理する副知事の順序を定める方法に関する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十三号

青森県知事の職務を代理する副知事の順序を定める方法に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、告示で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十四号

出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（平成十九年七月青森県条例第六十三号）の施行期日は、平成十九年七月一日とする。

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十五号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条、第四条、第九条第一項及び第十七条第十号中、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十五条第一項中「事務局長」を「局長」に、「副出納長」を「会計管理者」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第二項中「事務局長」を「局長」に改め、「及び出納長」を削り、「受け」の下に「及び会計管理者として」を加える。

第二十五条の二の二第二項中「事務局長」を「局長」に改める。

第二十五条の八の三を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（青森県物品調達規則の一部改正）

2 青森県物品調達規則（昭和三十三年三月青森県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の（その二）及び第三号様式の（その二）中「~~任~~逕即~~逕~~逕即」を「~~任~~逕即~~逕~~逕即」に改める。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十六号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十七号

青森県職員委員会規則の一部を改正する規則

青森県職員委員会規則（昭和三十六年四月青森県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「出納長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十八号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年十二月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第三条第一項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に「金銭信託」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「豊田貯金」

を除く。） 「 5 金銭信託

田 及び 元本の総額 田 を削り、「社債券」

を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）に改め、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

附 則

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一号様式及び第二号様式の改正規定（「豊田貯金」及び「（3）豊田貯金（国庫豊田貯金を除く。）」を削る部分に限る。）は、

削り及び

豊田貯金の総額

田

平成十九年七月一日から施行する。

青森県褒賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十九号

青森県褒賞規則の一部を改正する規則

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「出納長、」を削り、「エネルギー総合対策局長」の下に「出納局長」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定による順序の例により」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一

部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び出納長」を削り、「あてる」を「充てる」に改め、同条第二項第一号中「エネルギー総合対策局長」の下に「出納局長」を加え、「本庁の次長及び副出納長」を「及び本庁の次長」に改める。

第四条第三項中「ときは」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十二条第一項の規定による順序の例により」を加える。

第五条第一項の表出納部の項中「副出納長」を「出納局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十一号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号（一）中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十二号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正す

る。

第二条第二号中「出納局事務局長」を「出納局長」に改め、同条第五号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五条第二項及び第六条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第九条第一項中「出納長、出納長職務代理者、副出納長」を「会計管理者」に改め、同項第一号アを次のように改める。

ア 会計管理者印

第九条第一項第一号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、同項第二号を次のように改める。

二 専用職印 会計管理者印

第九条第四項中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十八条第三項、第二十二條、第二十三條第二項、第二十七條第二項、第二十八條

第二項、第四十三條、第四十九條第一項、第五十二條第一項、第五十三條、第六十九

條第二項、第七十條、第七十一條、第七十七條第二項、第七十八條第三項、第七十九

條第二項、第八十條第三項、第八十七條から第八十九條までの規定、第一百四條第一項、

第一百五條から第一百七條までの規定、第一百八條第二項、第九九條、第一百五條第一項、

第一百六條から第十九條までの規定、第二十條第二項及び第三項、第二百一十一條

第二項、第二百二十三條第二項、第二百二十四條第一項、第二百七十九條、第二百八十一條第

一項及び第二項、第二百八十八條第一項及び第二項、第二百八十九條第一項、第二百九十條、

第二百九十二條、第二百五十八條第二項、第二百五十九條、第二百六十一條並びに第二

百六十二條中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百六十八條及び第二百七十條中「出納局事務局長」を「出納局長」に改める。

第二百九十五條第一項中「出納局事務局長」を「出納局長」に改め、同条第二項中

「出納局事務局長」を「出納局長」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三百二十二條、第三百三十一條第一項、第三百三十二條、第三百三十三條、第三

百三十五條、第三百三十六條、第三百三十九條の二、第三百四十條から第三百四十三

條までの規定、第三百四十七條第二項、第三百四十八條、第三百四十九條（見出しを

含む）、第三百五十條第二項、第三百五十二條第一項及び第三百五十三條中「出納

長」を「会計管理者」に改める。

第一号様式の1の(1)を次のように改める。

青森県副知事の事務分担等に関する規程を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県副知事の事務分担等に関する規程

(副知事の事務分担)

第一条 副知事の事務分担は、次のとおりとする。ただし、副知事のうち、一人に事故があるとき、又は一人が欠けたときは、他の一人がその事務を担当する。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十二条第一項の規定による

第一順位の副知事（以下「第一順位の副知事」という。）の担当する事務

ア 総務部の所掌事務

イ 環境生活部の所掌事務

ウ 商工労働部の所掌事務

エ エネルギー総合対策局の所掌事務

オ 出納局の所掌事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）

カ 教育委員会に関する事務

キ 選挙管理委員会に関する事務

ク 人事委員会に関する事務

ケ 監査委員に関する事務

コ 公安委員会に関する事務

サ 労働委員会に関する事務

二 地方自治法第五十二条第一項の規定による第二順位の副知事（以下「第二順位
位の副知事」という。）の担当する事務

ア 健康福祉部の所掌事務

イ 農林水産部の所掌事務

ウ 県土整備部の所掌事務

エ 病院局に関する事務

三 第一順位の副知事及び第二順位の副知事が共管する事務

ア 企画政策部の所掌事務

(重要事項等に関する協議)

第二条 前条の担当する事務のうち、重要事項及び異例に属する事項については、同

条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

2 青森県物価対策連絡会議規程（昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「副知事」を「環境生活部の所掌事務を担当する副知事」に改める。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

3 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程（昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「議長には」の下に「商工労働部の所掌事務を担当する」を加える。

(青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正)

4 青森県八戸港漁業補償対策会議規程（昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「議長は、」の下に「県土整備部の所掌事務を担当する」を加える。

青森県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程（昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「出納長」を削り、「エネルギー総合対策局長」の下に「出納局長」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十二条第一項の規定による順序により」を加え、同条第四項の表エネルギー総合対策局長の項の次に次のように加える。

出納局長	出納局次長
------	-------

第九条中「出納長、」を削り、「エネルギー総合対策局長」の下に「出納局長」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十五号とし、第四号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「事務局長」を「局長」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第一順位の副知事 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十二条第一項の規定による第一順位の副知事をいう。

四 第二順位の副知事 地方自治法第五十二条第一項の規定による第二順位の副知事をいう。

第三条第七号中「出納長」を削る。

第四条第一項中「副知事」の下に「（企画政策部の所掌事務にあつては、第一順位の副知事）」を加える。

第八条第一項中「ときは、」の下に「当該事務を担当する」を加え、同条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 知事及び当該事務を担当する副知事がともに不在のときは、他の副知事がその事務を代決する。

3 前二項の規定にかかわらず、当該事務が企画政策部の所掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 知事が不在のときは、第一順位の副知事がその事務を代決する。

二 知事及び第一順位の副知事がともに不在のときは、第二順位の副知事がその事務を代決する。

第九条第二項中「企画政策部及び」を「及び」に改め、「企画政策部にあつては当該事務を担当する次長又は原子力施設安全検証室長」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、当該事務が企画政策部の所掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 第一順位の副知事が不在のときは、第二順位の副知事がその事務を代決する。

二 第一順位の副知事及び第二順位の副知事がともに不在のときは、企画政策部長がその事務を代決する。

三 副知事及び企画政策部長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長又は原子力施設安全検証室長がその事務を代決する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄第四十二号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

部局内部監査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

部局内部監査規程の一部を改正する訓令

部局内部監査規程（昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

部局の長（部長、エネルギー総合対策局長及び出納局長をいう。以下同じ。）は別に知事の命令のない限り、当該部局の課、室及びチーム並びに出先機関について監査を行うものとする。

第二条第二項中「出納長及び部長（以下「及び」という。）（を削り、「の規定にかかわらず」を「に規定するもののほか」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「出納長」を「会計管理者」に、「出納局事務局長」を「出納局長」に改める。

第七条第一項の表の第二号中「出納長又は副出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第四十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「出納局事務局長」を「出納局長」に改める。

第九条第二項中「副知事」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二條第一項の規定による第一順位の副知事」に、「出納長」を「同項の規定による第二順位の副知事」に改め、「エネルギー総合対策局長」の下に「出納局長」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第四十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令

官報報告事務取扱規程（昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の表の第五号の(一)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第四十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「出納長、出納長職務代理者、副出納長」を「会計管理者」に改め、同条第二項第六号を次のように改める。

六 出納局長印

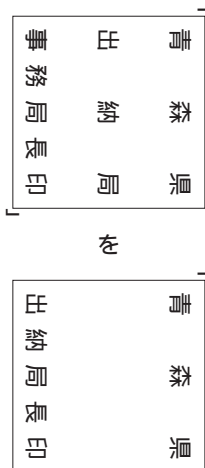
第十三条の表中「出納局事務局長印」を「出納局長印」に改める。

第二十二条第一項の表第一号ア(イ)中「出納長」を「会計管理者」に改め、同アウ中「出納局事務局長」を「出納局長」に改める。

第三十一条中「出納長」を「会計管理者」に、「出納局事務局長」を「出納局長」に改める。

第三十五条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第一の1(1)中



に改め、同表の

2の表中「任務印事務印」を「任務印」に改める。

第十四号様式中



附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第四十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令を次

のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成二年三月青森県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「副知事」を「県土整備部の所掌事務を担当する副知事」に改め、「出納長及び」を削り、同条第三項中「及びエネルギー総合対策局長」を「エネルギー総合対策局長及び出納局長」に改める。

第九条第二項中「会長があらかじめ指定する順序により」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第四十四号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「副議長」を「議長が指名する副議長」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第四百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一順位 副知事 蝦名武

第二順位 副知事 青山祐治

青森県告示第五百号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百七十七号（出納長の事務の一部委任）は、廃止する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定により、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、当該出納員をして当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員

委任事務	委任を受けた出納員
知事部局（公所を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び議会議事事務局	出納局経理課長の職にある出納員

<p>(以下「知事部局等」という。)に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務</p>	<p>出納局出納課長の職にある出納員</p>
<p>一 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号、以下「規則」という。)第七条第一項第三号に規定する収入金のうち知事部局等、教育委員会事務局(公所を除く。以下同じ。)、公安委員会及び警察本部に属する収入金(放置違反金(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の四第一項に規定する放置違反金をいう。以下同じ。))及びこれに係る延滞金を除く。(で分任出納員が取り扱う収納事務</p> <p>二 知事部局等に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務</p>	<p>教育庁学校施設課長の職にある出納員</p>
<p>公安委員会及び警察本部に属する次に掲げる事務</p> <p>一 放置違反金及びこれに係る延滞金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>二 一時取扱金の出納(払出しにあつては手もとと保管に係るものに限る。))及び保管に関すること。</p> <p>三 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>四 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p>	<p>警察本部警務部会計課長の職にある出納員</p>
<p>公所に属する次に掲げる事務(地域県民局、国税部の出納員及び公所の下部機関等の出納員に委任された当該地域県民局、国税部及び当該下部機関等に属する事務を除く。)</p> <p>一 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>二 支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>三 一時取扱金の出納(払出しにあつては手もとと保管に係るものに限る。))及び保管に関すること。</p> <p>四 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p>	<p>公所の出納員(地域県民局、国税部の出納員及び公所の下部機関等の出納員を除く。)</p>
<p>公所の下部機関等(青森県農林総合研究センターのグリーンバイオセンター、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場、畜産試験場及び林業試験場、青森県水産総合研究センターの増養殖研究所及び内水面研究所並びに青森県ふるさと食品研究センターの下北ブランド研究開発センター及び農産物加工指導センターに限る。))に属する次に掲げる事務</p> <p>一 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>二 支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>三 一時取扱金の出納(払出しにあつては手もとと保管に係るものに限る。))及び保管に関すること。</p> <p>四 物品の出納及び保管に関すること。</p>	<p>同上の出納員</p>

<p>五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p> <p>地域県民局県税部に属する次に掲げる事務</p> <p>一 県税及び県税に伴う諸収入金の収納並びに県税及び県税に伴う諸収入金に係る歳入戻出の事務に関すること。</p> <p>二 県税の還付金に係る支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>三 県税及び県税に伴う諸収入金に係る一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。</p> <p>四 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p>	<p>同上の出納員</p>
<p>分任出納員</p> <p>委任事務</p> <p>出納局出納課長の職にある出納員が、会計管理者の事務の一部を委任された事務のうち、総務部人事課が管理する研修施設において実施される研修に係る食費の収納事務及びこれに附帯する事務</p> <p>出納局出納課長の職にある出納員が、会計管理者の事務の一部を委任された事務のうち、次に掲げるものの収納事務及びこれに附帯する事務</p> <p>一 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第十五条の行政文書の写し等の作成及び送付に要する費用</p>	<p>委任を受けた分任出納員</p> <p>総務部人事課の分任出納員</p> <p>総務部総務学事課の分任出納員</p>

<p>二 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十四条の保有個人情報記録されている行政文書の写し等の作成及び送付に要する費用</p> <p>公所出納員が、会計管理者の事務の一部を委任された事務のうち、東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室、中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室、上北地域県民局地域健康福祉部の福祉総室及びこども相談総室、青森県動物愛護センター、青森県工業総合研究センター弘前地域技術研究所並びに青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部の税外諸収入金の収納事務及びこれに附帯する事務</p>	<p>同上の分任出納員</p>
<p>出納局出納課長の職にある出納員、教育庁学校施設課長の職にある出納員、警察本部警務部会計課長の職にある出納員及び公所出納員が、会計管理者の事務の一部を委任された事務のうち、規則第七条第一項各号に掲げるものの収納事務</p> <p>公所出納員が、会計管理者の事務の一部を委任された事務のうち、県立高等学校の定時制の課程並びに県立高等学校の分校の全日制及び定時制の課程の授業料の収納事務</p>	<p>規則第七条第一項で規定する分任出納員</p> <p>同上の県立高等学校の分任出納員</p>

議 会

青森県議会告示第二号

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

平成十九年七月一日

青森県議会議長 神 山 久 志

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成十七年十二月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に「金銭信託」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「郵便貯金」

「(3) 郵便貯金（通称郵便貯金）
郵便貯金の総額

（除く。） 「5 金銭信託

円 及び 元本の総額 円 を削り、「社債券」

を「社債券、金銭信託」に、「総額」を「総額（金銭信託については、元本の総額）」に改め、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

附 則

この規程は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一号様式及び第二号様式の改正規定（「郵便貯

金」及び

「(3) 郵便貯金（通称郵便貯金（除く。））
郵便貯金の総額 円 を削る部分に限る。）は、

平成十九年七月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第十一号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第十二号

青森県放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

青森県放置違反金の徴収等に関する規則（平成十八年五月青森県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十三、別記様式第十四、別記様式第十五及び別記様式第十六中「罰金」を「罰金等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、改正前の青森県放置違反金の徴収等に関する規則別記様式第十三、別記様式第十四、別記様式第十五及び別記様式第十六の領収済通知書によりなされた通知は、それぞれこの規則による改正後の別記様式による領収済通知書によりなされたものとみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭